**産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組への財政支援について**

**近畿ブロック知事会**

**令和５年７月**

産廃特措法失効後の安全性の確保に向けた取組へ

の財政支援について

不適正に処分された産業廃棄物に起因する生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去事業は、周辺住民の健康の保護、生活環境の保全はもとより、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭し、循環型社会の形成に資するものであり、環境政策における全国的かつ重要な課題として、国と地方公共団体が協力して取り組むべきものである。

この観点から、平成１０年６月１７日より前に不適正な処分が行われた事案について、支障の除去等をできるだけ早期に完了させるため、平成１５年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」という。）が制定され、環境大臣の同意を得て地方公共団体が講じた対策工事等へ国の財政支援が行われていたが、令和４年度末に産廃特措法が失効した。

令和５年度以降は、特定支障除去等事業実施事案地において地方公共団体が実施する、地下水汚染や悪臭等の生活環境保全上の支障等が発生していない状態を継続させるための取組（モニタリングや水処理の継続等）に対して、上限５年（モニタリングのみの事業は原則３年）の補助金および特別交付税措置を講じていただいたところである。

しかし、これらの地域住民の安全性の確保に向けた取組は、事案ごとに実情は異なるものの、残置廃棄物等からの汚染物質流出などの中長期的な潜在リスクがあり、最低１０年間は必要と見込まれていることから、国においては財政支援が継続できるような制度を構築されたい。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

産廃特措法失効後の地方自治体が行う残置廃棄物の有する潜在リスクに対する安全性の確保に向けた取組の費用について、引き続き国が責任をもって中長期的な財政支援を行うことができるような制度を構築すること。

令和５年７月

近畿ブロック知事会

福井県知事　　　　杉　本　達　治

三重県知事　　　　一　見　勝　之

滋賀県知事　　　　三日月　大　造

京都府知事　　　　西　脇　隆　俊

大阪府知事　　　　吉　村　洋　文

兵庫県知事　　　　齋　藤　元　彦

奈良県知事　　　　　山　下　　真

和歌山県知事　　　岸　本　周　平

鳥取県知事　　　　平　井　伸　治

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 徳島県知事　　　　後藤田　正　純